

体 育

1 小学校体育科はどのようなことに重点を置いて改善されるのか。

- (1) 運動領域においては、生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、スポーツとの多様な関わり方を場面に応じて選択し、実践することができるよう、また、保健領域においては、生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を育成することができるよう「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を重視している。
- (2) 「カリキュラム・マネジメント」及び主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する観点から、発達の段階のまとまりを考慮し、各領域で育成することを目指す具体的な内容の系統性を踏まえた指導内容の一層の充実を図ることを求めている。
- (3) 運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する観点から、体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう指導内容の充実を図る。その際、共生の視点を重視して改善を図ることを求めている。
- (4) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を培うことを重視し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の内容の一層の明確化を図ることを求めている。
- (5) 自己の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化し、「技能」に関連して心の健康、けがの防止の内容の改善を図るとともに、運動領域との一層の関連を図った内容等について改善することを求めている。

2 小学校体育科の目標は、どのように変わるのか。

(1) 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その課題に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

(2) 改善について

体育科の目標については、現行では一文で示しているが、中央教育審議会答申において、学校教育法第30条2項の規定を一層明確化するため、全ての教科等において、資質・能力を示す三つの柱を踏まえ、各教科等を共通した目標の示し方としたために、改訂された目標は、リード文の後に三つの資質・能力に関する目標を示している。

今回改訂した体育科の目標は、義務教育段階で育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、引き続き、体育と保健を関連させていく考え方を強調している。

3 学年の目標は、どのように変わるのか。

(1) 目標改善の視点

体育科の各学年の目標については、現行と同様に低・中・高学年の三段階で示している。これは、児童の発達段階を考慮するとともに、学習指導に弾力性をもたせることに配慮している。

〔第1学年及び第2学年〕

- (1) 各種の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、基本的な動きを身に付けるようにする。
- (2) 各種の運動遊びの行い方を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動遊びに進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、健康・安全に留意したりし、意欲的に運動をする態度を養う。

〔第3学年及び第4学年〕

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方及び健康で安全な生活や体の発育・発達について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己の運動や身近な生活における健康の課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで努力して運動をする態度を養う。また、健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組む態度を養う。

〔第5学年及び第6学年〕

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方及び心の健康やけがの防止、病気の予防について理解するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び健康で安全な生活を営むための技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己やグループの運動の課題や身近な健康に関わる課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。

4 内容は、どのように変わるのか

(1) 内容構成の視点

運動領域の内容構成については、「知識及び技能」(『体づくり運動系』は知識及び運動)、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の内容構成とする。また、保健領域については、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」の内容構成とする。

(2) 内容及び内容の取扱いの改善

ア 資質・能力の育成に向けた内容構造の整理

運動に関する「知識及び技能」、運動に関する課題の発見・解決等のための「思考力、判断力、表現力等」、主体的に学習に取り組む態度等の「学びに向

かう力，人間性等」に対応した内容で示した。

イ 指導内容の系統性を踏まえた指導内容の一層の充実

豊かなスポーツライフを継続することができるよう，各種の運動の基礎を培う時期，多くの領域の学習を経験する時期，卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わることができるようにする時期といった発達の段階を踏まえ，幼稚園並びに中学校との接続を重視し，系統性を踏まえた内容の一層の明確化を図る。

ウ 運動やスポーツとの多様な関わりを重視した内容の改善

豊かなスポーツライフの実現を重視し，スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるようにする観点から，体力や技能の程度，年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず，運動やスポーツの多様な楽しみ方や関わり方を共有することができるよう，共生の視点を踏まえて指導内容を示した。

(3) 運動領域

年	新学習指導要領	現行学習指導要領
1・2年	<p>6領域</p> <p>A 体づくりの運動遊び ア 体ほぐしの運動遊び イ 多様な動きをつくる運動遊び (ア) 体のバランスをとる運動遊び (イ) 体を移動する運動遊び (ウ) 用具を操作する運動遊び (エ) 力試しの運動遊び</p> <p>B 器械・器具を使つての運動遊び ア 固定施設を使った運動遊び イ マットを使った運動遊び ウ 鉄棒を使った運動遊び エ 跳び箱を使った運動遊び</p> <p>C 走・跳の運動遊び ア 走の運動遊び イ 跳の運動遊び</p> <p>D 水遊び ア 水の中を移動する運動遊び イ もぐる・浮く運動遊び</p> <p>E ゲーム ア ボールゲーム イ 鬼遊び</p> <p>F 表現リズム遊び ア 表現遊び イ リズム遊び</p>	<p>6領域</p> <p>A 体づくり運動 ア 体ほぐしの運動 イ 多様な動きをつくる運動遊び (ア) 体のバランスをとる運動遊び (イ) 体を移動する運動遊び (ウ) 用具を操作する運動遊び (エ) 力試しの運動遊び</p> <p>B 器械・器具を使つての運動遊び ア 固定施設を使った運動遊び イ マットを使った運動遊び ウ 鉄棒を使った運動遊び エ 跳び箱を使った運動遊び</p> <p>C 走・跳の運動遊び ア 走の運動遊び イ 跳の運動遊び</p> <p>D 水遊び ア 水に慣れる遊び イ 浮く・もぐる遊び</p> <p>E ゲーム ア ボールゲーム イ 鬼遊び</p> <p>F 表現リズム遊び ア 表現遊び イ リズム遊び</p>
3・4年	<p>6領域</p> <p>A 体づくり運動 ア 体ほぐしの運動 イ 多様な動きをつくる運動 (ア) 体のバランスをとる運動 (イ) 体を移動する運動 (ウ) 用具を操作する運動 (エ) 力試しの運動 (オ) 基本的な動きを組み合わせる運動</p> <p>B 器械運動 ア マット運動 イ 鉄棒運動 ウ 跳び箱運動</p> <p>C 走・跳の運動 ア かけっこ・リレー イ 小型ハードル走 ウ 幅跳び エ 高跳び</p> <p>D 水泳運動 ア 浮いて進む運動 イ 泳ぐ運動</p> <p>E ゲーム ア ゴール型ゲーム イ ネット型ゲーム ウ ベースボール型ゲーム</p> <p>F 表現運動 ア 表現 イ リズムダンス</p>	<p>6領域</p> <p>A 体づくり運動 ア 体ほぐしの運動 イ 多様な動きをつくる運動 (ア) 体のバランスをとる運動 (イ) 体を移動する運動 (ウ) 用具を操作する運動 (エ) 力試しの運動 (オ) 基本的な動きを組み合わせる運動</p> <p>B 器械運動 ア マット運動 イ 鉄棒運動 ウ 跳び箱運動</p> <p>C 走・跳の運動 ア かけっこ・リレー イ 小型ハードル走 ウ 幅跳び エ 高跳び</p> <p>D 浮く・泳ぐ運動 ア 浮く運動 イ 泳ぐ運動</p> <p>E ゲーム ア ゴール型ゲーム イ ネット型ゲーム ウ ベースボール型ゲーム</p> <p>F 表現運動 ア 表現 イ リズムダンス</p>
5・6年	<p>6領域</p> <p>A 体づくり運動 ア 体ほぐしの運動 イ 体の動きを高める運動 (ア) 体の柔らかさを高める運動 (イ) 巧みな動きを高めるための運動 (ウ) 力強い動きを高めるための運動 (エ) 動きを持続する能力を高めるための運動</p> <p>B 器械運動 ア マット運動 イ 鉄棒運動 ウ 跳び箱運動</p> <p>C 陸上運動 ア 短距離走・リレー イ ハードル走 ウ 走り幅跳び</p>	<p>6領域</p> <p>A 体づくり運動 ア 体ほぐしの運動 イ 体力を高める運動 (ア) 体の柔らかさ及び巧みな動きを高める運動 (イ) 力強い動き及び動きを持続する能力を高めるための運動</p> <p>B 器械運動 ア マット運動 イ 鉄棒運動 ウ 跳び箱運動</p> <p>C 陸上運動 ア 短距離走・リレー イ ハードル走 ウ 走り幅跳び</p>

エ 走り高跳び	エ 走り高跳び
D 水泳運動	D 水泳
ア クロール	ア クロール
イ 平泳ぎ	イ 平泳ぎ
	(新設)
E ボール運動	E ボール運動
ア ゴール型	ア ゴール型
イ ネット型	イ ネット型
ウ ベースボール型	ウ ベースボール型
F 表現運動	F 表現運動
ア 表現	ア 表現
イ フォークダンス	イ フォークダンス
(日本の民謡を含む)	

(4) 保健領域

学年	新学習指導要領	現行学習指導要領
3・4年	(1) 健康な生活 ア 知識 (ア) 健康な生活 (イ) 1日の生活の仕方 (ウ) 身の回りの環境 (2) 体の発育・発達 ア 知識 (ア) 体の発育・発達 (イ) 思春期の体の変化 (ウ) 体をよりよく発育・発達させるための生活	(1) 毎日の生活と健康 ア 健康な生活とわたし イ 1日の生活の仕方 ウ 身の回りの環境 (新設) (2) 育ちゆく体とわたし ア 体の発育・発達 イ 思春期の体の変化 ウ 体をよりよく発育・発達させるための生活 (新設)
5・6年	(1) 心の健康 ア 知識及び技能 (ア) 心の発達 (イ) 心と体との密接な関係 (ウ) 不安や悩みへの対処 (2) けがの防止 ア 知識及び技能 (ア) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止 (イ) けがの手当 (3) 病気の予防 ア 知識 (ア) 病気の起こり方 (イ) 病原体が主な要因となって起こる病気の予防 (ウ) 生活行動がかかわって起こる病気の予防 (エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 (オ) 地域の様々な保健活動の取組	(1) 心の健康 ア 心の発達 イ 心と体の相互の影響 ウ 不安や悩みへの対処 (新設) (2) けがの防止 ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止 イ けがの手当 (新設) (3) 病気の予防 ア 病気の起こり方 イ 病原体がもとになって起こる病気の予防 ウ 生活行動がかかわって起こる病気の予防 エ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 オ 地域の様々な保健活動の取組 (新設)

5 指導計画の作成と内容の取扱いで特に配慮すべきことは何か。

(1) 指導計画作成上の留意点

ア 単元（題材）などの内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようになる。その際、体育や保健の見方・考え方を働かせ、運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決のための活動を選んだり工夫したりする活動の充実を図る。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう留意する。

イ 一部の領域の指導に偏ることのないよう授業時数を配当する。

ウ 第2の第3学年及び第4学年の内容の「G保健」に配当する授業時数は、2学年間で8単位時間程度、また、第2の第5学年及び第6学年の内容の「G保健」に配当する授業時数は、2学年間で16単位時間程度とする。

エ 第2の第3学年及び第4学年の内容の「G保健」並びに第5学年及び第6学年の内容の「G保健」（以下「保健」という。）については、効果的な学習が行われるよう適切な時期に、ある程度まとまった時間を配当する。

オ 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育てほしい姿との関連を考慮する。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をする。

カ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

キ 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德の第2に示す内容について、体育科の特質に応じて適切な指導をする。

(2) 内容の取扱い

ア 学校や地域の実態を考慮するとともに、個々の児童の運動経験や技能の程度などに応じた指導や児童自らが運動の課題の解決を目指す活動を行えるように工夫する。特に、運動を苦手と感じている児童や、運動に意欲的に取り組まない児童への指導を工夫するとともに、障害のある児童などへの指導の際には、周りの児童が様々な特性を尊重するよう指導する。

イ 筋道を立てて練習や作戦について話し合うことや、身近な健康の保持増進について話し合うことなど、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促すための言語活動を積極的に行うことに留意する。

ウ 第2の内容の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、各領域の特質に応じた学習活動を行うことができるように工夫する。その際、情報機器の基本的な操作についても、内容に応じて取り扱う。

エ 運動領域におけるスポーツとの多様な関わり方や保健領域の指導については、具体的な体験を伴う学習を取り入れるよう工夫する。

オ 第2の内容の「A体づくりの運動遊び」及び「A体づくり運動」の(1)のアについては、各学年の各領域においてもその趣旨を生かした指導ができるようにする。

カ 第2の内容の「D水遊び」及び「D水泳運動」の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げる。

キ オリンピック・パラリンピックに関する指導として、フェアなプレイを大切にするなど、児童の発達の段階に応じて、各種の運動を通してスポーツの意義や価値等に触れることができるようにする。

ク 集合、整頓、列の増減などの行動の仕方を身に付け、能率的で安全な集団としての行動ができるようになるための指導については、第2の内容の「A体づくりの運動遊び」及び「A体づくり運動」をはじめとして、各学年の各領域（保健を除く。）において適切に行う。

ケ 自然との関わりの深い雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動などの指導については、学校や地域の実態に応じて積極的に行うことに留意する。

コ 保健の内容のうち運動、食事、休養及び睡眠については、食育の観点も踏まえつつ、健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮するとともに保健を除く第3学年以上の各領域及び学校給食に関する指導においても関連した指導を行うよう

にする。

カ 保健の指導に当たっては、健康に関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行う。

(3) 体育・健康に関する指導

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努める。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努める。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・保健に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮する。

6 移行措置への対応はどうか。

(1) 現行学習指導要領の特例の内容

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの体育の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第9節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第9節の規定によることができる。

(2) 移行期間中における学習指導についての通知内容等

ア 各教科等ごとの特例の概要等

体育については、全部又は、一部について新小学校学習指導要領によることができることとする。

イ 学習指導上の留意事項

- (㊦) 小学校特例告示により追加又は省略することとした内容（学年間で移行した内容を含む）について、十分留意した指導計画を作成する。特に、移行期間中に追加して指導すべきとされている新小学校学習指導要領の内容については、新学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにする。
- (㊧) 移行期間中に新学習指導要領によることができるとされている教科において、実際に新学習指導要領による場合は、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに所要の時数を確保して指導を行うこととする。
- (㊨) 現行学習指導要領及び新学習指導要領において目標及び内容を2学年まとめて示している教科について、特に、平成31年度の指導に当たっては、翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成32年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新小学校学習指導要領に円滑に移行できるようにする。

7 評価規準はどのように作成するのか。

評価規準の作成に当たっては、各教科等の学習指導要領の目標の規定を踏まえ、観点別学習状況の評価の対象とするものについて整理した「評価の観点及びその趣旨」を作成する。(平成31年3月29日付初等中等教育局長通知「30文科初第1845号」別紙4参照)また、同様に学年(又は分野)の目標を踏まえて「学年(又は分野)の観点の趣旨」を作成する。

(体育科) 小学校学習指導要領P139参照

知識及び技能	思考力, 判断力, 表現力等	学びに向かう力, 人間性等
その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに, 基本的な動きや技能を身に付けるようにする。	運動や健康についての自他の課題見付け, その解決に向けて思考し判断するとともに, 他者に伝える力を養う。	運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し, 楽しく明るい生活を営む態度を養う。



(体育科)「評価の観点及びその趣旨」

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
各種の運動の行い方について理解しているとともに, 基本的な動きや技能を身に付けている。また, 身近な生活における健康・安全について実践的に理解しているとともに, 基本的な技能を身に付けている。	自己の運動の課題を見付け, その解決のための活動を工夫しているとともに, それらを他者に伝えている。また, 身近な生活における健康に関する課題を見付け, その解決を目指して思考し判断しているとともに, それらを他者に伝えている。	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう, 運動に進んで取り組もうとしている。また, 健康を大切にし, 自己の健康の保持増進についての学習に進んで取り組もうとしている。

(1) 「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。

ア 体育科における「内容のまとまり」と「評価の観点」との関係を確認する。

イ 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。

※ 「内容のまとまり」とは、「知識及び技能」、「思考力, 判断力, 表現力等」のことであり, 各教科等の学習指導要領解説の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」における「内容や時間のまとまり」と同義ではない。

(2) 「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

ア 「知識・技能」のポイント

・ 「知識」については, 学習指導要領の内容(1)の「その行い方を知る」と示している部分が該当し, 評価規準は, 「～について理解している。」として作成することができる。

・ 「技能」については, 学習指導要領の内容(1)の「その動きを身に付ける」と示している部分が該当し, 評価規準は, 「～の動きを身に付けている。」として作成することができる。

イ 「思考・判断・表現」のポイント

・ 「思考・判断」については, 学習指導要領の内容(2)の「～を工夫する」と示している部分が該当し, 評価規準は, 「～を工夫している。」として作成することができる。

・ 「表現」については, 学習指導要領の内容(2)の「考えたことを友達に伝えること。」と示している部分が該当し, 評価規準は, 「考えたことを友達に伝えている。」として作成することができる。

ウ 「主体的に学習に取り組む態度」のポイント

「主体的に学習に取り組む態度」については, 学習指導要領の内容(3)のすべてが該当し, 評価規準は「～しようとしている。」として作成することができる。